

# 大谷口小学校P・T・A細則

平成八年四月一日改定、平成二十九年四月一日改定、令和六年四月一日改定

## ● 専門部

- 専門部の行事などは、運営委員会の協議と承認を経て実行に移す。
- 各専門部はそれぞれ歓迎迎会及びP・T・A主催行事に「分担・協力して」あたす。

- 学年P・T・A内で慶弔規定に関わる問題その他が生じた場合は専門部部長は協力してこれにあたす。

- 学年P・T・A内において専門部部長に欠員が生じた場合は、学級担任と残りの部長が相談し、速やかにこれに対処する。

- 会員に配布する印刷物は事前に会長と副校長の承認を受ける。

## 一 学年部

学年部は学級P・T・Aの運営を円滑にすると共に、運営委員会と学年学級との連絡を行う。

- (一) 学級担任に協力して、学年学級P・T・A活動の運営にあたす。
- (二) 次年度専門部員の募集、選出を行う。
- (三) 学級で茶会を行う場合は、「学級P・T・A茶会内規」に従ってその計画と実施にあたす。

## 二 登校安全部

登校安全部は主に登校時の児童の安全を守る活動を行う。

- (一) 年間を通してスクールゾーンの見守りを行う。
- (二) 右記にかかわる保護者ボランティアの募集管理を行う。

## 三 広報部

広報部は会員相互の意識を高め、より良いP・T・Aをつくるために広報誌「くずの葉」の発行及びその他の広報活動を行う。

- (一) 学校やP・T・Aの行事を取材するほか、より多くの会員の声を収集するよう努める。
- (二) 他校との情報交換に努める。
- (三) 専門技術を要するので、新年度の「くずの葉」第一号発刊までは、少なくとも前年度正副部長はこれに協力するよう配慮する。

## ● その他

### 一 同好会

同好会は、活動を通じて会員相互の健康の増進と教養を高め親睦を深める。

- (一) 名称は大谷口小学校P・T・A同好会○○部とする。
  - (二) 運営の主体はP・T・Aである。
  - (三) 運営費は部の会費を主とし、P・T・Aの補助費を加えこれを賄う。
- ※その他P・T・A活動とは別に、卒業生にかかわる事業を行う卒業対策委員会があり、六年生の各クラス若十名の委員が選ばれる。

※その他P・T・A活動とは別に、読み聞かせ活動を通して児童の教養を高め、情操教育を深める読み聞かせ会がある。

# 慶弔規定

平成八年四月一日改定、平成二十九年四月一日改定

## ● P・T・Aの会計から支出されるもの

### 一 記念品

職員が転・退職した時、三、〇〇〇円相当の記念品を贈呈する。

### 二 死亡

- (一) 職員(旧職員を含む)並びに配偶者及び顧問(旧顧問を含む)死亡の場合、役員が連絡を取り合った上で決定する。その旨、運営委員会に報告する。
- (二) 職員の実父母死亡の場合 三、〇〇〇円
- (三) 職員の子ども死亡の場合 三、〇〇〇円
- (四) 父母死亡の場合 三、〇〇〇円

### (五) 児童死亡の場合

三、〇〇〇円

## 三 傷病見舞金

- (一) 職員が病氣・けがをし、一ヶ月以上入院又は、加療の場合  
(但し、一年以内の再発が原因によるものは重複支給しない)

三、〇〇〇円

- (二) 児童が病氣・けがをし、一ヶ月以上入院又は、加療の場合  
(但し、一年以内の再発が原因によるものは重複支給しない)

三、〇〇〇円

## 四 見舞金

会員が火災・水害・その他の災害にあった場合、役員が連絡を取り合った上で決定する。その旨、運営委員会に報告する。

## ● 学級P・T・A学級の保護者から支出されるもの

### 一 結婚・出産

職員が結婚・出産した時

一〇〇〇円以内

### 二 死亡

- (一) 職員死亡の場合 一〇〇〇円以内
- (二) 職員の配偶者死亡の場合 一〇〇〇円以内
- (三) 職員の実父母死亡の場合 一〇〇〇円以内
- (四) 職員の子ども死亡の場合 一〇〇〇円以内
- (五) 父母死亡の場合 一〇〇〇円以内
- (六) 児童死亡の場合 一〇〇〇円以内

### 三 傷病見舞金

- (一) 職員が病氣・けがをし、一ヶ月以上入院又は、加療の場合 二〇〇〇円以内
- (二) 児童が病氣・けがをし、一ヶ月以上入院又は、加療の場合 二〇〇〇円以内

※慶弔金は全て気持ちの問題ですので、賛同戴ける方のみで結構です。強制は致しませんのでお含みおき下さい。

## 学級P・T・A茶会内規

平成二十九年四月一日改定

- 一 茶菓を出す目的は会の和である。
- 二 費用は個人負担とし、華美にならない程度とする。
- 三 学級P・T・A茶会を開く場合として、例えは次の場合が考えられる。
  - (一) 年度初めの保護者会を茶会と兼ねる場合。
  - (二) 年度末の保護者会を茶会と兼ねる場合。
  - (三) その他運営委員会承認された場合。
- 四 次の諸点に留意する。
  - (一) 茶会は年一回以内とし、特にやらなくても良い。
  - (二) 右記の諸計画と実施に関しては、全て役員会の承認を得た上で、学年部がこれにあたす。